

はじめに

－ 調査のねらいと概要 －

熊本市では、「協働と自主自立のまちづくり」の体制を掲げ、「市民参画・協働」の視点をもって、市の総合計画の推進や、施策の実施に取り組んでいます。

市民参画や協働の取り組みが重視されている背景には、地方分権により地域の特性にあった自治に取り組む時代になったことや、社会や人々のニーズが多様化、複雑化するなか、行政が行う従来の施策だけでは対応していくのが難しくなったという状況があります。

また、地域団体・NPOなどの市民活動団体が行う公益的な活動の活発化や、企業が行う社会貢献活動に関心が高まっており、これまで主に行政が担ってきた公共をさまざまな主体が協力して担う時代に変化しつつあります。

この調査は、第6次総合計画実施計画（H26）における細事業ごとに、「市民参画・協働の取り組み」の状況を調査したものです。

各施策における市民参画・協働の取り組みは、年々、確実に増加していますが、参画の手法や協働の形態はさまざまで、施策によっては、さらに効果的な取り組みを選択していくことで、施策の質と市民の満足度を一層高めることができると考えます。

この調査を行うことによって、本市の市民参画・協働の取り組みの現状を把握し、取り組みが行われていない施策への活用はもちろん、既に活用している施策についても、より質の高い施策を行うべく改善に取り組んでいきます。

市民参画・協働について

【市民参画の手法の分類】

熊本市においては、市民参画を進める上で必要となる、PI(パブリックインボルブメント)の概念やその具体的手法等を理解し、各種施策・事業に活用・実践していくための職員用の手引きとして、「PIマニュアル」を策定し、マニュアルの中で基本的なPIの手法として、13の手法を掲載しています。

分 類	説 明
①ホームページ、市政だよりによる積極的な情報提供	ホームページや市政だより、マスコミ等による広報活動を通じて、事業に関する情報や、関連の催し物の告知、討議の内容等を市民の皆さんに積極的に提供するもの
②オープンハウス	中心市街地や公共施設等人が集まる場所で、パネルや模型の展示、リーフレット等の資料の配布、ビデオの放映等、市民の皆さんが気軽に参加でき、事業の説明や情報提供を受ける機会を設けるもの
③現地見学会	市民の皆さんが事業地域や施設の建設予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催し
④シンポジウム	著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該事業の目的等に対する理解を深める催し
⑤ニュースレター・パンフレット	事業に関する情報や討議の内容を、文章や写真で分かり易く印刷物として作成し、市民の皆さんに広く配布するもの
⑥出前講座	市民の皆さんの要請に応え、事業の内容や現状等について事業の実施主体(担当部署)が出向き講座を開催するもの
⑦地域説明会	事業の内容や現状等について、事業の実施主体(担当部署)が出向き、地域毎に説明会を開催するもの
⑧検討委員会	有識者、関係者、公募市民等により様々な観点から課題整理や方向性の検討を行うもの
⑨ワークショップ	特定のテーマや課題に対応するため、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るもの
⑩パブリックミーティング(市民の皆さんとの意見交換会)	事業の内容や現状等について、事業の実施主体(担当部署)が説明し、市民の皆さんからの質問や意見を受ける場として開催するもの
⑪市民意見の募集	計画等を素案の段階で公表し、市民の皆さんの多様な意見を求め、できる限り政策に反映させていくもの(パブリックコメント等)
⑫グループヒアリング	市民の中から小グループ(10人前後)を選出し、市民の皆さんのニーズ、期待等に関するヒアリング調査を実施し意見の集約を図るもの
⑬アンケート	広く市民の皆さんの意識を把握するため、多くの人に一定の質問形式で意見をうかがうもの
⑭その他	①～⑬に該当しない参画の手法

【協働の形態の分類】

熊本市においては、「市民が公益活動を進めるための指針」を策定しており、その中で、協働の6つの形態を提示しています。

分 類	説 明
①情報提供・情報共有	市民活動団体等と行政の間で、協働に関する提案、意見、市民のニーズなどについて、相互に情報を交換すること。
②後援	市民活動団体等と行政の間で、相互に後援という形で名を連ねること。
③政策提案	市民活動団体等が有する専門的な知識、技術や、地域に密着したきめ細かな活動経験の蓄積をもとに、行政の施策に対して先駆的な企画等の提案を受けること。
④事業協力	各々の団体がそれぞれの特性を生かし、一定期間継続的な関係のもとで協力して事業に取り組むこと。
⑤共催	複数の団体が協力し、事業主体(主催者)となって事業を行うこと。
⑥協定・契約	市民活動団体の柔軟性・機動性・専門性を活用して、より効果的できめ細かな事業を進めるため、市民活動団体と行政の間で協定・契約を結び事業を委ねること。
⑦その他	①～⑥に該当しないが、協働の定義に照らして協働の取組みと思われるもの

【注】市民参画・協働という場合の「市民」とは、個人だけではなく、市民公益活動団体(自治会等の地域地縁団体・ボランティア団体・NPO等)、企業等を含みます。